

高知県立消費生活センター  
**地域見守り情報**



第108号

## 賞金が当たった？宝くじに当選？不審なメールに注意！

「ロト6の当選番号を事前に教える」と持ちかけて、情報料や預託金の名目で高額な金銭をだまし取る詐欺が全国で問題になりましたが、最近、「当選した」「賞金が当たった」などの内容のメールが届いたという当選商法に関する相談が寄せられていますので、注意が必要です。

### 【県内事例①】

昨夜、携帯電話に「賞金の受け取りについて」というメールが届いた。身に覚えのない内容だが、どうすればよいか。  
(40代 男性)

### 【県内事例②】

宝くじが当たったというメールが届いたので、受け取りのために返信すると、メールのやり取りにポイントが必要だと言われた。指定された電子マネーを購入して、裏面に記載している暗証番号を伝えたが、その後もやり取りのために電子マネーを購入するよう要求が続き、肝心の当選金が全然受け取れない。  
(20代 男性)

### アドバイス

- 1、 「当選」を口実にして、金銭をだまし取ろうとする卑劣な詐欺の手口と思われます。応募もしていないのに「当選した」という話はありません。このようなメールは相手にせず、無視しましょう。
- 2、 連絡することにより、新たな個人情報を知られ、金銭搾取につながるおそれがあります。また、クレジットカードの番号などの情報は不正に利用される可能性がありますので、絶対に教えてはいけません。
- 3、 不審に感じたときは、すぐに警察(全国共通短縮ダイヤル#9110)や消費生活センターにご相談ください。



©KANAGAWA2013

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999